

## 物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領

### 1 趣旨

この要領は、広島県水道広域連合企業団が発注する物品調達、委託・役務業務及び公有財産の売払い（以下「物品調達等」という。）の契約から暴力団等を排除する措置について、必要な事項を定める。

### 2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

ア 物品調達 物品（印刷物を含む。）の購入、修繕、借受け、売払い及び交換をいう。

イ 委託・役務業務 広島県水道広域連合企業団建設工事執行規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第10号）第2条に定める建設工事、測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（令和5年4月1日制定）第2条に定める業務及びアを除く委託業務又は役務の提供を受ける業務をいう。

ウ 公有財産 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条に定める公有財産をいう。

エ 競争入札参加資格 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により定める物品調達等の競争入札に参加することのできる者の資格をいう。

オ 契約担当職員 広島県水道広域連合企業団契約規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第9号）第2条第1項の契約担当職員をいう。

カ 暴力団 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織をいう。

### 3 指名除外による排除等

(1) 企業長は、競争入札参加資格を有する者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、物品調達及び委託・役務業務の競争入札等に係る指名除外要領（令和5年2月1日制定）に基づき速やかに指名除外を行うものとする。

(2) 契約担当職員は、公有財産の売払いにおいて、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者を契約の相手方としないよう措置を講じるものとする。

### 4 再委託の禁止

契約担当職員は、物品調達等の契約の相手方（以下「受注者」という。）が別表に掲げる措置要件の1から5のいずれかに該当する者に契約の履行を委託又は請け負わせることを、承認してはならない。

### 5 契約の解除

契約担当職員は、受注者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められる場合に、当該契約の解除ができるよう措置を講じるものとする。

### 6 不当介入に対する措置

- (1) 契約担当職員は、受注者が契約の履行に当たって、暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、契約担当職員への報告を求めるとともに、所轄の警察署に届け出させるものとする。
- (2) 契約担当職員は、上記(1)の報告があった場合は、所轄の警察署と協議を行い、受注者を適切に指導するものとする。また、不当介入による被害を受けている場合には、所轄の警察署に被害届を提出させるものとする。
- (3) 契約担当職員は、前2号の規定について、機会あるごとに受注者を指導するものとする。

## 7 関係機関との連携

企業長は本要領の運用に当たっては、警察等捜査機関との密接な連携のもと行うものとする。

### 附 則

この要領は令和5年2月1日から施行する。

### 附 則

この要領は令和8年4月1日から施行する。

## 別表

措 置 要 件
1 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。
2 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。
3 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められるとき。
4 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
5 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは4に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
6 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
7 受注者が、1から5までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前記6に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。